

1) early intervention について

研究協力者 庄 司 順 一

1. EARLY INTERVENTIONとは

EARLY INTERVENTION（早期介入）とは、生物学的に、あるいは社会的に不利な条件をもつ子どもに対して、比較的是やい時期から何らかの援助を行うことによって、よりのぞましい発達をめざす試みである。

生物学的に不利な条件をもつ子どもとは、例えば未熟児であり、このほか周産期にリスク因子をもつ子どもが含まれる。

社会的に不利な条件をもつ子どもとは、例えば低所得階層の家庭の子どもである。

つまり、生物学的にしろ、社会的にしろ、ここでいう「不利な条件」とは、小児科学的にいえば、「ハイリスク児」にほかならない。したがって、EARLY INTERVENTIONとは、ハイリスク児に対する発達援助プログラムといえる。

EARLY INTERVENTIONは、アメリカにおいてはすでにさまざまなプログラムが実践されてきているが、その開始時期は、出生後まもない時期から就学までである。

生物学的に不利な条件をもつ子どもへのEARLY INTERVENTIONは、1.未熟児室内におけるプログラムと、2.退院後のプログラム、とに大別されよう。

社会的に不利な条件をもつ子どもへのEARLY INTERVENTIONとしては、アメリカのヘッド・スタート計画が有名である。

プログラムの内容としては、子どもへの直接的な働きかけを主としたもの、親への働きかけを主としたもの、および子どもと親双方への働きかけを行うものに分けることができる。

EARLY INTERVENTIONの特徴をあげると、特定の機能の改善あるいは発達をめざす狭義の「治療」というよりも、全体的な発達をめざすという方向性がつよい。また、このプログラムで諸問題の解決をはかるというよりも、発達のための

基礎づくりという面がつよい。また、専門化による援助とともに、比較的年齢の近い子ども同士の遊びの経験、および似た境遇にあり、共感しやすい親同士のかかわりの経験を重視している。さらに親がほかの子どもたちを見ることをとおして、子どもの行動特徴（個性）や発達についての理解を深めることも期待される。

2 ハイリスク児のEARLY INTERVENTION PROGRAM

今回、われわれが意図しているEARLY INTERVENTION PROGRAMは、未熟児などハイリスク児ではあるが、明らかな障害をもたない児を主な対象としたものであり、開始時期を2歳とした。

その理由は、第1に、明らかな障害をもつ子どもには、すでに治療的なプログラムや教育的なプログラムが実践されているのに対して、明らかな障害をもたない児には、これまで十分な対応がされてこなかった。しかし、明らかな障害をもたない児であっても、将来のLDを予想させるような所見（小児神経学的あるいは発達心理学的な）がしばしば認められるのであり、適切な評価および援助がのぞまれるといえる。また、親に対しても、これらの児の場合には、未熟児として生んだことへの罪償感や、発育・発達への不安をもちやすく、さらにこれらによっていわゆる過保護な養育態度をもつことも少なくない。したがって、親への援助も必要であるが、これまで十分になされてきたとはいえないのである。

第2に、開始年齢を2歳としたのは、運動、言語の発達状況が評価しやすく、必要な場合に適切な援助をすることがのぞましい年齢であるとともに、自己主張がつよくなり、親がその対応に困りやすく、この面でも援助することがのぞましい年齢といえる。

↓ 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 ↓
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

1)early intervention について